

災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討

研究代表者 中久木康一 東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 非勤講師
研究協力者 柳澤 智仁 東京都西多摩保健所 歯科保健担当課長

研究要旨

【目的】自治体における災害時の歯科保健活動の推進のためには、自治体における活動指針が作成され、他職種と連携した保健活動が実施されることが期待される。一方で、災害時の歯科保健活動指針が作成されている自治体は少なく、その背景には、厚生労働省より災害時歯科保健に係る指針などが発出されていないことが指摘されている。実際に、どのような指針が発出されれば都道府県、そして市区町村における災害時の歯科保健活動指針の作成に結び付くのかを検討するため、その項目を検討した。

【方法】自治体における歯科保健活動の政策立案にかかわる可能性のある行政歯科職より、オンラインでの集団インタビュー方式で意見を聴取し、その意見をまとめた。

【結果】課題や求められているものは多岐に渡り、自治体による違いが大きいことが示唆された。実際に指針を作成する場合に含まれるべき項目としては、主に調整に係るものが多くあげられ、フェーズごとでの自治体や保健所の担う役割を整理した一覧表も必要とされた。厚生労働省から都道府県宛の災害時の歯科保健医療活動の指針等が発出される場合、定まり過ぎたものではなく、それぞれの項目における考え方を示してあるほうが活用しやすい面もあることが指摘された。

A. 研究目的

令和4年度時点で、厚生労働省より災害時歯科保健に係る指針等は発出されておらず、各自治体において対応等について検討せざるを得ない状況にある。しかし、保健師や栄養士等他職種においては既に発出されていることから、実際に発災した地域において、根拠となる指針がない歯科については連携に遅れが生じる事例が散見される。

今般、災害時の歯科保健活動推進に向けた現状の課題整理及び今後発出されるべきガイドライン等のありべき姿について整理を行うことを目的として、都道府県庁・市区町村・保健所に所属する行政歯科職に対し、集団でのインタビューを実施した。

B. 研究方法

1. 対象

本研究班での方針に同意を得た自治体（都道府県庁、市区町村、保健所）の政策立案に携わる可能性のある立場の行政歯科職を対象とし、都道府県庁所属職員2名、保健所3名（うち2名は保健所長）の

協力を得た。

2. 方法

オンラインミーティングツールを活用し、集団インタビュー方式で意見聴取を実施した。

3. 期間

令和5年1月26日に実施した。

（倫理面への配慮）

本研究においては、インタビュー対象者の個人情報には含まず侵襲を伴わないものであり、十分な倫理的配慮のもとで施行した。

C. 研究結果

対象者インタビューによって、以下の通りの意見を確認した。

1. 現状の課題等について

1) 発災した場合には保健医療圏を中心に対策会議を設けるが、いざという時だけ参集しても実効性を伴わないので、調整会議等実施している。しかし、医療の話が中心となり、歯科の

話に及ぶことはほとんどない。保健所が災害時医療等を一定程度グリップすることになることから、保健所活動へのフィードバックがあるものが必要。

- 2) 保健所で災害時の歯科保健を担当するのは必ずしも歯科職種ではなく、栄養士・保健師であることが多い。そのため、歯科保健活動についての指針・マニュアルがないのは障壁になる。
- 3) 個々の災害時歯科保健活動は歯科医師会が担うことになるかと考えるが、その活動をするためのコーディネーターとして歯科専門職種が必要だが、行政歯科職種が不在の場合、担い手がいないのは課題。
- 4) 保健医療福祉調整本部内にコーディネーターを配置することや、協定締結等、都道府県が実施すべきことの整理を進めることが必要。特に、外部からの応援(JDAT(Japan Dental Alliance Team, 日本災害歯科支援チーム)等)を受け入れる受援体制の確認は急務。
- 5) 国が発出している「大規模災害時の体制整備」の中に歯科の位置づけがないのが最大の問題。また歯科に係るコーディネーター配置がないこともあり、都道府県の主管課に歯科専門職種がない場合、初動体制が取りにくくなる。
- 6) JDAT の名前が普及し始めており、第8次医療計画の中に入る見込み。併せて防災基本計画の歯科チームの文言も今後JDATに置き換わる方針と認識している中、厚労省から局長通知等の発出で環境整備が進むことが今後望まれる展望

2. ガイドライン等について

- 1) 他職種が理解するために、マニュアルについてはA3用紙1枚程度の一覧表が別途あることが望ましい。実際にはある程度実施すべき事項をセレクションする必要があるが、何が重要なのか、何がポイントなのか全体像を把握できるものが必要。
- 2) どのような形で厚労省から発出されるかがポイント。ガイドラインなのかマニュアルなのか。保健所職員もそうだが、県庁職員がどのように認識して、災害医療体制に繋げるかが重要。歯科保健を分からない人が見て分かるものが必要。
- 3) フェーズの図を提示して、この時点でこのようなことをやるという内容を、見て確認でき

ることが重要。

- 4) 歯科保健活動のみではなく、歯科医療救護活動についての記載も必要。
- 5) 厚労省から発出されるガイドライン等について一番必要な事項は、どのような役割があるのかを明記すること。

3. 指針に必要な項目について

具体的に指針に必要とされる項目に対する意見を伺い、最低でも必要な項目を下記の項目が必要になることが示された。

1 平時における災害時歯科保健医療体制の整備について

(I) 災害時歯科保健医療体制の整備

- ① 災害時歯科保健医療活動のコーディネーターをする者(災害歯科コーディネーター)の配置
- (2) 災害時歯科保健医療活動に係る計画、マニュアル、協定等の整備
 - ① 地域防災計画、医療計画等に係る災害時歯科保健医療活動の整備(位置付け)
 - ② 災害時歯科保健医療活動に係るマニュアル等の整備
 - ③ 災害時歯科保健医療活動に係る関係機関との協定の締結
- (3) 災害時歯科保健医療に係る研修及び訓練の実施

2 災害時における歯科保健医療活動の実施について

- (1) 災害時の歯科保健医療体制に係る情報の収集及び連携
 - ① 保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地域本部への参画
 - ② 歯科医療機関の被災状況、被災者の歯科保健医療ニーズ等の整理及び分析、情報連携等の総合調整
- (2) 災害時歯科保健医療活動の実施
 - ① 災害時歯科保健医療チームの派遣調整
 - ② 災害時歯科保健医療チームの活動
 - ③ 災害時歯科保健医療活動に関する記録・報告、情報連携
 - ④ 災害時歯科保健医療活動に係る受援
 - ⑤ 災害時歯科保健活動への移行
- (3) 災害時歯科保健医療活動における他の保健医療活動チームとの連携

D. 考察

各自治体において、災害時の歯科保健活動について、明確な根拠となる厚生労働省発出の指針等の不存在は、一定程度想定障壁になっていることが示唆された。災害時においては、市区町村、都道府県、国が同じ方針の下で稼働する必要があり、そのためには国すなわち厚生労働省からの指針等が重要な役割となる。

東日本大震災以降、豪雨災害を含め、多くの災害が発生し、その都度、国主導で医療救護所や避難所の運営等医療や保健について見直しが図られ、より有機的に稼働できるよう進められてきている一方、歯科保健活動については日本歯科医師会主導でJDATの組織構成等進んでいるが、大半は現場レベルでの対応を共有するのにとどまっている。

また、各市区町村にはほぼ配置されている保健師と異なり、歯科関係職種は必ずしも全ての自治体に配属しているわけではない。このため、発災時の歯科保健活動については歯科関係職種以外が主導し、地域の歯科医師会等と連携して活動する必要がある。そのため、指針等と共に、マニュアル等の整備も必要になることが確認された。

E. 結論

各自治体において、災害時の歯科保健活動の指針を示すためには、都道府県においては厚生労働省からの、市区町村においては都道府県からの方針の提示が大きな推進材料となることが示唆された。一方で自治体による違いは大きく、一律に規定するのではなく、必要な項目ごとに各自治体で指針を作成するための参考となる

考え方として示す方法が提案された。

謝辞

本研究にあたり、ご助言及びご協力いただきました自治体の歯科専門職の皆様に、心より感謝申し上げます。

参考資料

- 1) 趣旨説明・現状の課題，公衆衛生における歯科保健を考える～災害時の多職種連携のために必要なこと～，第80回日本公衆衛生学会 自由集会，2021年12月22日，新宿NSビル，<http://jsdphd.umin.jp/pdf/20211222.freemeeting.jsph80.handout.ver.2.nkkk.pdf>
- 2) 青山 謙一，静間 夕香，行歯会「災害に関する会員アンケート」結果報告，行歯会だより第169号，P6-9，令和4年3月号，https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/contents/No169_202203.pdf
- 3) 田中 麗，赤城 裕理，第80回日本公衆衛生学会総会・自由集会参加報告「公衆衛生における歯科保健を考える～災害時の多職種連携のために必要なこと～」，行歯会だより第169号，p10-11，令和4年3月号，https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/contents/No169_202203.pdf

知的財産権の出願・登録状況

なし

- 1.特許取得
なし
- 2.実用新案登録
なし
- 3.その他